長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年6月4日

長与町長 吉 田 愼 一

## 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税 法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財 源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法 の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による消費税率の引上げを踏 まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。 長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表を次のように改める。

(1) 研修集会施設使用料

(単位:円)

時間	9時~17時30分		17時30分~22時	
	(1時間につき)		(1時間につき)	
区分	町民	町民以外	町民	町民以外
種別				
大ホール	3 8 0	7 7 0	5 7 0	1, 150
研修室	1 1 0	2 2 0	1 6 0	3 3 0
和室	1 1 0	2 2 0	1 6 0	3 3 0
小会議室	1 1 0	2 2 0	160	3 3 0
調理室	1 1 0	3 3 0	1 6 0	490

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。